

社会福祉士会会員が求める職能団体像の予備的考察

— 岐阜県社会福祉士会会員アンケートから —

高木 博 史*

はじめに

- I. 社会福祉士会とは何か
- II. 社会福祉士の現状
- III. 岐阜県社会福祉士会会員の求める職能団体像
- IV. 魅力ある職能団体をめざして
おわりに

はじめに

ソーシャルワーカーの国家資格である社会福祉士には、その職能団体として、各都道府県の社会福祉士会が組織され、その連合体として日本社会福祉士会が存在している。職能団体の主な目的は、その職種の地位向上や会員の資質向上はもちろん、あるいは、倫理綱領等で示される倫理・価値に基づいた職責としての社会的発信や様々な不当な攻撃からその職種を守ることといったこともあるだろう。

一方で、社会福祉士会への加入は任意であり、その組織率は2割弱程度¹⁾で「会費が割に合わない」「加入することにメリットがあるのか」「魅力を感じない」といった声も少なくない。

本稿は、こうした状況を踏まえ、2019年に筆者も会員である岐阜県社会福祉士会の会員にアンケート調査を実施し、その回答から会員が求める職能団体像について明らかにしていこうという予備的な考察である。

I. 社会福祉士会とは何か

1) 都道府県社会福祉士会について

社会福祉士が職能団体である社会福祉士会に加入する場合は、まず、各都道府県に組織されている社会福祉士会に入会することとなる。基本的には居住地や職場の所在地の社会福祉士会

に入会するのが一般的である。

都道府県社会福祉士会の主な活動は、会員の研修である。地域によっては研究誌等の刊行も行っており専門職としての資質向上に寄与しているといえるだろう。

また、ソーシャルワーカーデーとして設定された7月20日前後にはイベントなどを開催し、社会福祉士という仕事がどのようなことを行っているのか、といったPR活動なども行っているところもある。

こうした都道府県の社会福祉士はネットワーク機能も果たしており、研修等を通じた交流をきっかけに仕事上のつながりや広がりを持つことができる場合もある。

2) 日本社会福祉士会について

かつては、都道府県社会福祉士会は日本社会福祉士会の支部扱いであったために、まず、社会福祉士会に入会しようとする者は、まず、日本社会福祉士会の会員として登録し、支部である各都道府県の社会福祉士会に所属する方式であったが、現在は、各都道府県社会福祉士会を会員とする連合体として日本社会福祉士会が組織されている。

主な活動は、社会福祉士の資質向上のための研修プログラムの開発や方針の策定、また、社会的地位向上にかかわるロビーイング活動などである。また、こうした目的を達成するための職能団体としての社会的発信も重要な役割といえる。

* 岐阜協立大学経済学部教授

II. 社会福祉士の現状

1) 日本社会福祉士の現状

ここまで、都道府県社会福祉士会、日本社会福祉士の活動について概観してきたが、ここでは、社会福祉士の現状について言及しておきたい。社会福祉士の現状といった場合、個人で加入する場合は都道府県社会福祉士会への加入とはいえ、社会的な社会福祉士の職能団体の評価という点では日本社会福祉士の動向や姿勢が大きく影響してくることは言うまでもないために、ここでは、日本社会福祉士の現状を中心に考察していきたい。

まず、会員の構成についてであるが、日本社会福祉士会では、全国で約4万人の会員を組織するといった表現がなされている²⁾ ことがあるが、厳密には、各都道府県組織の連合体であり、その会員は基本的に社団法人である47都道府県の社会福祉士会であるために、一部に混乱を招いていることが挙げられる。「自分は日本社会福祉士の会員であると思っていたが、実際には、そうではない」といったことが生じている。こうしたシステムは、末端会員の声が「中央」である日本社会福祉士会にきわめて届きにくい、あるいは、都合よく「使い分け」されている構造となってしまっているといえる。もし、「中央」方針や姿勢に異議がある場合、まず、日本社会福祉士の会員である都道府県の社会福祉士会に伝え、そこで会長判断や理事会判断を経て「中央」である日本社会福祉士会へ届けられるというのが「正式」なルートとなる。この場合、そのプロセスにおいて、必ずしも「中央へ伝える必要のある意見」として取り扱われるという保証はなく、曖昧なままに意見が届けられないことも生じてくる可能性が高くなるといえる。また、「中央」にとって都合の悪い意見については、「会員でない者の意見」として、軽視した取り扱いを行う口実を与えてしまうこともあるだろう。さらに、末端会員の声を少しでも届ける機会としてとらえることができる都道府県社会福祉士会会長会議は、決議機関として位置付けられた

ものではなく、単なる意見聴取の場に過ぎず最終的には「中央」の意向に進まざるを得ない状況が生じていることも課題である。

次に、職能団体の役割として最も大きな役割といえる研修制度の策定についてであるが、これらについても課題を抱えている。たとえば、認定社会福祉士制度である。これまで日本社会福祉士会が主催する多くの研修が首都圏を中心に開催されてきた。一方で、地方組織に所属する会員は、研修費のほかに、交通費や宿泊費といった負担を強いられてきた。こうした状況への流れが若干変化したのは、この認定社会福祉士認証研修として地方組織において設定・実施することが可能になったきっかけとはなった。筆者も「認定社会福祉士」認証研修の担当者として準備過程から当日の講師として関わってきた経験を持つが、カリキュラム構成など「質の担保」という名目で詳細な事項を含めることが指示されている一方で、各研修の自由度や裁量という点では必ずしも十分なものとはいえず、ソーシャルワーカーの研修としてユニークな取り組みを認めていこうという余地はほとんどないといえる。しかし、そうした中であつても少しでもオリジナルな研修を作り上げていこうという地方の社会福祉士会の努力も見られている。最近では、皮肉にもコロナ禍において研修のオンライン化が進みつつあり、研修対象の広域化が徐々に進み始めているとはいえるだろう。

また、ロビーイング活動や社会的発信のあり方についても課題が多い。ロビーイング活動や社会的発信は、職能団体としての姿勢を示す指標となり、地方組織を束ねる日本社会福祉士会はその意味でも重要な役割を担っている。にもかかわらず、少なくない会員がその活動に疑問を抱いている状況が存在する。職能団体の大きな活動の一つに「職域拡大」というものがあるが、これ自体は、その職種の社会的地位の向上に大きな役割を持っているといえるが、一方で、「とにかく職域を拡大すればよい」というものでもないだろう。確かに、生活相談を含む生活問題の解決を必要とされる新たな領域にソーシャルワーカーの国家資格所有者が増えれば対応で

きること増えていくことは想定できるが、それには、安定した身分保障が前提となる。しかし、これまでに強くそのことを求めることなく、時には政治権力に近づき、社会問題に対し、社会保障の削減というソーシャルワークの価値や倫理という点から相いれないことに沈黙し、とにかく「配置されること」を第一義的な目的とし、「非正規雇用でも構わないからとにかく職域拡大」といった誤ったメッセージを発しているという側面も否定できない。たとえば、ロビーイング活動の一環として与党政治家の政治資金パーティーに出席した事実を会の公式SNSで発信していた³⁾ こともあるが、2012年の第2次安倍政権発足以降、生活保護費の削減をはじめとした医療、介護、年金といった社会保障の多くの領域で、予算削減と自己負担の増加が進んできたにもかかわらず、こうした日本社会福祉士のあり方に少なくない会員が不信感を持っていることは事実である。このような姿勢は、職能団体として誤った社会的発信のあり方ではないかという批判もあり、そうした声を真摯に受け止めていく必要があるだろう。

2) 都道府県社会福祉士の現状

ここまで、日本社会福祉士の現状を中心に見てきたが、都道府県社会福祉士の状況についても言及しておきたい。もちろん、47都道府県の現状について一概に一般化することはできないが、都道府県社会福祉士の役割は、日本社会福祉士会のようなロビー活動や研修制度の設計・運用というよりは、個人会員間のネットワークづくりという点が重視されているということは共通しているだろう。これは、日本社会福祉士会が都道府県社会福祉士の連合体組織であり、都道府県社会福祉士会が個人会員を基礎にした組織であるという点で、それぞれの団体の性格や特徴に大きな影響を与えている事項でもある。都道府県社会福祉士会においては、とくに、仕事上の悩みや思いを共有したり、時には実務レベルでの依頼などがしやすくなるといったメリットがあるために職能団体に加入している場合も少なくない。

また、都道府県社会福祉士の社会的発信のあり方については、たとえば、広島県、長野県などで集団的自衛権の行使に反対する声明が発出されている。しかし、会長が交代するとその後は低調となっている傾向は否めず、組織の在り方や社会的発信のあり方が時の会長の思いや考え方に大きく左右される属人的な印象も否めない側面もあるといえる。一方で、こうした側面も内包しつつも、岐阜県社会福祉士会は、岐阜市で起きた「ホームレス殺害事件」に対して真相解明を求める見解を発表するなど、地域課題に対するソーシャルワーカーとしての職能団体の姿勢を社会的に発信していく取り組みを見せる地方組織も存在することは今後の希望である。

Ⅲ. 岐阜県社会福祉士会会員の求める職能団体像

ここまで、ソーシャルワーカーの職能団体としての日本社会福祉士会、都道府県社会福祉士の役割や現状について見てきたが、それでは、実際に職能団体に所属する会員たちは、職能団体に何を期待しているのだろうか。

ここでは、筆者が岐阜県社会福祉士会との共同研究として2019年度に実施した岐阜県社会福祉士会会員を対象とした「社会福祉士の就労実態等に関するアンケート」⁴⁾の中で、職能団体の不満や要望を含む自由記述欄を設定した。そこで、この調査結果から職能団体に対する思いやイメージを探ってみたい。

1) 調査の概要と方法

①調査対象

調査対象は、調査時点における岐阜県社会福祉士会の会員597名を対象にした。

②調査方法と期間

調査方法は、郵送によるアンケート方式で、調査期間は、2019年11月5日～11月22日とした。

③有効回収率

597名に配布し、224名から回答を得ることが

でき、有効回収率は、37.5%となった。但し、期限が過ぎた後の回答到着についても集計開始前の12月上旬までのものについては、有効回答とした。

④倫理的配慮

無記名アンケート方式とし、個人情報特定されないように配慮を行ったうえで、調査依頼先に結果について学会、研究会、論文等での報告を行う可能性があることを明記した。アンケートの返送をもって、研究への同意とした。

2) 分析の方法と視角

当該アンケートの中の「職能団体への不満や要望について」問項目についての自由記述につ

いて、すでに述べてきた職能団体の役割であると考えられる①「ネットワーク機能」②「研修体制」③「ロビーイング活動を含む社会的地位向上のための活動」④「組織のあり方」の4項目に⑤「社会的発信」⑥「その他」を加え、類型化を行い、岐阜県社会福祉士会会員が求める職能団体像を明らかにしていきたい。

3) 結果と考察

自由記述に寄せられた意見は表1の通りで21件であった。前項の類型に従い分類したところ、①「ネットワーク機能」に関するものが3件、②の「研修体制」に関するものが4件、③「ロビーイング活動を含む社会的地位向上のための活動」が4件(重複あり)、④の「組織のあり方」に関する

表1 職能団体への不満や要望について

回 答	分類番号
・組織の中で、社会福祉士の資格を認めてもらえるようになるまでの活動報告など書いてみたいです。	①
・福祉士会からいろいろ研修のパンフレットが届くが、今までパンフレットを流しよみしてただけで、受け身の状態が続いていました。周りの福祉士に研修の感想、受けたことによるメリットをきいてはじめて自分も強く興味を持ち始めました。紙のみでは中々伝わらない部分もあるのかもしれない。自分の他にもけっこう同じような人はいるんだと思い、そういう人をその気にさせるだけでも大きく変わってくると思います。	①
・社会福祉士が、自らの知識・技術・経験に自信を持って活動ができるよう、仲間同士でのフォローアップや高め合える場を設け、孤立した社会福祉士をなくすことが必要。	①
・研修をうけて、知識を蓄えていく事、なくさない事が必要と思うので、社会福祉士会として、受講しやすい環境があること、望む。	②
・研修の充実、職能団体として当然と考えるが、現在の県社士会の姿勢は、ほど遠いと思う。認定社士専門研修も人数が足りないから中止する、予算がないから中止するなど、理由を聞いているが、ありえないと思う。社士会として予算を確保し、専門研修や基礎研修を充実していくんだという姿勢を見せてほしい。予算が確保してないこと自体、理解に苦しむ。	②
・ケアマネとして15年になります。主任ケアマネ研修や更訂研修や実務実績を、研修実績に加味して欲しい。スーパービジョンも内容に含まれています。会の役員の皆様に感謝しています。お忙しいのに大変だと思います。	②
・他の団体の研修の方が、魅力があったり参加しやすいものである気がします。そちらの団体と協同するなど、必要かと思えます。	②
・社会福祉士の社会的認知を促進し、地位向上に取り組んでもらえたらよい。もっと給与水準を上げてよい資格と考えている。	③
・私は相談員ではありませんが、相談業務は非常に心労に負担が大きいものです。今回特定処遇改善加算の対象からはずれたことは、残念でなりません。団体として、より一層改善を求めていると欲しいと思います。	③

社会福祉士会会員が求める職能団体像の予備的考察(高木)

回	答	分類番号
	・職能団体が自治体（県）の福祉関係の事業の受託を積極的に進めること。政治活動に関わっていくことが必要だと思います。	③
	・組織率を向上させ、政治への影響力を少しでも高めて頂きたい。	③, ④
	・加入者が少ない。専門職として組織へ加入し、専門職としての責任を果たすべき。名前だけの社福士は社会的地位を下げる要因。	④
	・社会福祉士会に入会しない者に社会福祉士を名乗らせるべきではない。	④
	・どの分野でもあると思うが、会に入会していない有資格者が多い。勤務先の長が「社会福祉士」としての個人に期待して、力量を生かして仕事できるよう「長」の理解が高まるといいなあ。	④
	・最近、委員会に参加させて頂くようになりましたが、参加者の少なさにおどろきました。内容についてや委員会のあり方を考えていく必要があると思いました。	④
	・資格取得で終わってしまうのはもったいない。なんとか魅力ある岐阜県社会福祉士会となって、入会者が増えるとよい。	④
	・「社会福祉士」の肩書きで仕事をしている人があまりにも少なすぎる現状が、最大の課題。業務独立の仕事がもっと増えるように会員も職能団体も発信し続けなくてはならない。	④
	・社会福祉士の組織率の低さ（加入していない）を、どこかの時点でしっかりと課題を分析し、将来につなげていく必要があると思います。	④
	・他国に比較して「ソーシャルワーカー」の価値が見えにくい感じがある。小、中、高など、若い世代への認知を深めてもらい、職能団体主体で地域活動（会員以外との交流）を活性化してほしい。	④
	・社会福祉士と精神保健福祉士の資格統合論も出されるが、まずは職能団体の不要な壁をなくし、ソーシャルワーカー同士の連体をすすめるべきと考えます。具体的には、まず各職能団体ごとにある賠償保険の統合を求めます。	⑤
	・日本社士会と都道府県社士会の関係に不満。複数拠点生活のため住所を移したら、勝手に東京社士会へと移動させられた事が4月にありました。本人確認を行うべきでもあり、また対応も不誠実なものでしたので、その時、退会も考えました。	⑤

(出典) 高木博史・岡川毅志・安達智紀・浅野愛・都竹将真「岐阜県における社会福祉士の就労実態等に関する現状 一岐阜県社会福祉士会会員アンケート調査より」『ソーシャルワークぎふ 第25号』一般社団法人岐阜県社会福祉士会、2020年、23-25頁から筆者作成

ものが9件（重複あり）、⑤の「社会的発信」は0件、⑥の「その他」が2件であった。

寄せられた自由記述はそれほど多くないが、これらの結果から職能団体に最も求められているものは、「組織のあり方」に関するもので、その内容は、主に組織率の向上であるといえる。組織率が低い要因の一つには弁護士会のような「強制加入」ではなく「任意加入」であることは間違いないが、令和元年度末現在で2割程度（岐阜県では15%程度）であることを考えると有資格者の多くが加入するメリットを感じていな

いという結果がうかがえる。

次に、研修体制に関する意見としては、職能団体の果たしている役割に感謝するものもあったが、研修体制、内容の充実に関する不満も見受けられる。研修は、職能団体として中心的な事業となるものの一つであり大きな課題を突き付けられているといえる。

③の「ロビーイング活動を含む社会的地位向上のための活動」については、組織率との関係で必ずしも活発とは言えない現状に不満が見受けられている。しかし、具体的にはどのような

方向性を持っていくのか、ということまでは、まだまだ手探りの状態であるといえる。

①「ネットワーク機能」に関するものについては、自らの実践の共有の場として職能団体を求めているという一端がうかがえる。

⑤の「社会的発信」については、特に言及されたものはなかったが、実際に職能団体がどのような活動をしているのかということを目視化することと大きな関わりがあり、今後の課題となってくるだろう。

IV. 魅力ある職能団体をめざして

ここまで、岐阜県社会福祉士会会員の職能団体に関する不満や要望について分析を行ってきたが、結局、魅力ある職能団体像とは、どのようなものであるのだろうか。

ひとつは、活動そのものが各会員に十分に浸透していないことがその活動を停滞させている要因であろう。確かに、ホームページや紙媒体での情報発信は、定期的あるいは随時に行われてはいるが、自らに関係しないと判断した情報については必ずしも注意深く見ることはないだろう。そうであれば、寄せられた意見からもうかがえるように実践の共有の場が提供され、そこから新しい知見が生まれてくるような期待ができる学習会の開催などは一つの方法ではあり、一部ですすでに行われているということもあるが、地域や実践領域といったことも配慮していく必要があるだろう。

また、職能団体の話題になると弁護士会など他の専門職の職能団体と比較されてしまうということも少なくない。もちろん、年会費などは大きく違い、また、任意加入か強制加入かといった違いもあるが、決定的なものとして社会的発信のあり方が大きく違っている。たとえば、2020年6月に日本社会福祉士会が採択した「社会福祉士の倫理綱領」には、「社会福祉士は、差別、貧困、抑圧、排除、無関心、暴力、環境破壊などの無い、自由、平等、共生に基づく社会正義の実現をめざす。」と声明されているが、日常的に繰り返されるヘイトクライム、貧困格差の拡

大、政治的無関心、あるいは、戦争や原発被害、地球温暖化等の問題や人権侵害について、事件や社会的問題が起きると弁護士会等が比較的早い段階で迅速に声明等を発表し意見表明をしているにもかかわらず、日本社会福祉士会からの発信は、かなり遅れているか、「沈黙」を守っている状況は否定できない。社会福祉や社会保障の専門家であることを自負する社会福祉士であるが、その職能団体がこうした状況では、ソーシャルワーカー＝社会福祉士が一体どのような価値に基づき、その職業と向き合っているのかということを示すことはできないのではないだろうか。もちろん、職能団体の中にも、政治的なものを含む様々な立場の者がいることは確かであろうが、団体内での議論がほとんどされていないといっても言い過ぎではない。最近では、「地域共生社会」という言葉が、盛んに社会福祉業界の周辺で語られるようになってきたが、その本質は、「財政ありき」の1970年代の「日本型福祉社会」の焼き直しの政策であり、公的責任の後退につながりかねない施策について、「ソーシャルワークの職能団体として諸手を上げて追従していくものではないのではないか」という声もあるが、そうした議論もほとんどなされていないのが現状である。研修体制の構築や組織率の向上等はもちろん、職能団体にとって重要なことであるが、「職域拡大」にこだわり過ぎて、本質的な議論がなされておらず、政策をきちんと吟味できない「ソーシャルワーク専門職団体」が社会的に魅力のある団体として認知されていくことは困難ではないだろうか。まずは、団体内で民主的な議論が行われる体制づくりこそが求められている。そうすることによって、社会福祉士が、どのような価値に基づき、どのような姿勢で政策、あるいは社会と向き合っているのかということを示すことができるだろう。また、そのことがソーシャルワークの価値や倫理に基づいた研修体制の構築や社会的発信につながっていくのではないだろうか。社会福祉士の職能団体として自らが掲げる「倫理綱領」に基づいた活動を展開していくことが必要である。また、職能団体としての規模が大

きくなればなるほど寄せられる意見も多様化することは事実であろうが、批判を真摯に受け止め、職能団体のあり方を模索し続けていくことが、その職業全体としての社会的信頼を得ることができることにつながることであり、それが、職能団体の使命と責任である。

おわりに

本稿では、ソーシャルワーカーの国家資格所有者としての「社会福祉士」という職業の職能団体の姿勢や活動を展望していくうえで、岐阜県社会福祉士会に所属する諸会員がどのようなイメージを持っているのかということの一端を示し、魅力的な職能団体とは何かということについて予備的な考察を試みた。

一方で、社会福祉士の就労実態等に関する調査の付随的事項としての自由記述欄からの分析であり、サンプル数も必ずしも十分なものといえないものである。今後は、職能団体に対する意識に目的を絞った調査の実施なども課題として残されている。

付記

本稿は、2019年度に岐阜協立大学共同研究助成金を受けて岐阜県社会福祉士会と共同で行った研究成果の一部である。

【注】

- 1) 社会福祉士の登録事務を所管している公益財団法人社会福祉振興・試験センターのホームページによれば、令和元年度(2019年度)末現在で、登録者数は245,181名であるのに対し、日本社会福祉士会のホームページに掲載されている会員数データの都道府県別会員数の合計は41,731名である。(組織率17.0%)
「各年度末の都道府県別登録者数」公益財団法人社会福祉振興・試験センター
http://www.sssc.or.jp/touroku/pdf/pdf_t04_r2.pdf
(2020年12月14日閲覧)

「都道府県別会員数 時系列」日本社会福祉士会
https://www.jacsw.or.jp/01_csw/03_kokaijoho/common/03_shibubetsukaiin.htm

(2020年12月14日閲覧)

- 2) たとえば、日本社会福祉士会のホームページに掲載されている第9代会長の西島善久氏の会長メッセージには、「本会の会員数は4万人(2016年12月末現在)を超え」と書かれているが日本社会福祉士会の会員は、厳密には47都道府県組織である社会福祉士会であり個人会員ではない。
https://www.jacsw.or.jp/01_csw/01_yokoso/kaicho.html (2020年12月14日閲覧)
- 3) 2019年11月29日付の日本社会福祉士会公式Twitterに与党所属の「地域共生社会推進に向けての福祉専門職支援議員連盟」事務局長の政治資金パーティーに出席したことを発信している。「地域共生社会推進に向けての福祉専門職支援議員連盟」自体は超党派議員連盟であるが、政治資金パーティーは明らかに現与党所属の政治家個人の支援である点に鑑み、その後、東京社会福祉士会、岐阜県社会福祉士会などから経緯等の説明を求める申し入れがなされている。
- 4) 調査結果については、高木博史・岡川毅志・安達智紀・浅野愛・都竹将真「岐阜県における社会福祉士の就労実態等に関する現状 ―岐阜県社会福祉士会会員アンケート調査より―」『ソーシャルワークぎふ 第25号』一般社団法人岐阜県社会福祉士会、2020年を参照。